

第66回大野市介護保険運営協議会・第1回大野市高齢者福祉計画策定委員会概要

令和2年6月12日（金）午後7時から午後8時10分
結とびあ2階 201.202号室

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 市長あいさつ

4. 会長あいさつ

5. 議題

(1) 介護保険運営協議会・高齢者福祉計画策定委員会の所掌事務について【資料1】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 特になし

(2) 高齢者福祉計画・介護保険事業計画について【資料2】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備と資料に書かれているが、2025年2040年の意味を教えてください。

→2025年は団塊の世代の方が75歳以上になる年、2040年は団塊ジュニアの方が65歳以上になる年と言われている。

(3) 介護保険事業の実施状況について【資料3】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】・ケアマネジャーが、今までは十何万人と受験していたが最近では約半分以下しか受験しないと聞いている。ケアマネジャーは非常に重要な職種と思うが、受験資格が難しくなってきたということもあり、非常に少なくなっている。保険者として育成していくとか、環境を整備していく必要があるのではないか。

- ・資料P10の訪問入浴は平成19年には3,000件余り利用があるが、令和元年度には700件余りまで減ってきている。需要も減ってきている中で、保険者としてどういう対応をされるのか、考え方を伺いたい。

→今後こういった課題を整理し次期計画を立てる中でも検討していきたい。

- ・通所系のサービスの利用が増えている中で、訪問系では訪問看護がかなり増えている。事業所の増加ということもあるかもしれないが、それには例えば、医療依存の高い方が在宅に帰ってきて看護師の支援が必要であるということであれば、今後の計画にも少し盛り込んでいく必要があるのではないか。

→訪問看護の事業所が計画よりも増えていることもあるが、今後需要が高まっていくと予測されるので検討したい。

- ・資料P24の施設サービスの特養に市外施設入所者が51人いるが、老健の入所期間は3ヵ月位で問題ないと思うが、特養に入所すると長期間入所になると思

う。市外施設入所者は住民票を異動させるのか。住民票を異動させると保険者が変更になると考えられるため、現実はどのようになっているのか教えてほしい。

→市外に住所異動し対象施設に入所した方には、住所地特例という制度があり、大野市の被保険者として、保険者である大野市に保険料を払っていただき市も介護給付費を支払うということになる。

市外施設に入所される方は、住所異動している方がほとんどであるが、大野市に住所を置いたまま入所している方がいるのも現状である。

6. 報告事項

(1) 介護サービス事業所の指定及び指定更新等について【資料4】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 特になし

(2) 大野市介護保険条例の一部を改正する条例案について【資料5、5-1】

事務局別添資料に基づき説明

【意見等】 特になし

7. その他

○地域密着型サービス事業所整備の進捗状況について

事務局より下記のとおり説明

認知症グループホームについては、4月末に完成し6月1日に事業所を開設した。もう1カ所の小規模特養については、秋頃の開設を目指して現在工事を行っている。

【意見等】 特になし

8. 閉会あいさつ